

消費税の

令和5年10月適用開始

インボイス制度説明会

インボイスって？ 何が変わる？ 何から準備を？

インボイス制度の適用開始は、消費税を納める必要がある企業や個人事業主はもちろんのこと、免税事業者にも影響します。本制度の適用開始に向け、同制度への理解を深め、早めに準備を整えましょう。

日時： 1月24日 月曜日 19:00~20:30

場所： たつの市商工会（本所）

たつの市揖保川町原 849-37

講師： 税理士 三宅 智昭 氏（近畿税理士会 龍野支部）

内容： ① インボイス制度について
② インボイス制度開始に係る注意点について
③ インボイス制度の活用について

申込： 下記申込書に記載の上、FAX又は商工会窓口にてお申込み下さい

締切： 1月19日（水）（先着20名）

申込先： たつの市商工会本所（本所住所／たつの市揖保川町原 849-37）

本所（揖保川） TEL 0791-72-3477 FAX 0791-72-6005

御津支所 TEL 079-322-0666 FAX 079-322-3170

新宮支所 TEL 0791-75-0175 FAX 0791-75-4410

<インボイス制度とは>

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイス（適格請求書等）を交付しなければなりません。買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

尚、令和3年10月1日より適格請求書発行事業者登録申請の受付が開始されています。

ご記入の上、0791-72-6005 に FAX 送信して下さい（切り取らずに送信してください）

消費税のインボイス制度説明会 参加申込書

事業所名		参加者名	
住所		電話番号	

※本申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の開催のためだけに使用します。

※新型コロナウイルス感染症予防対策を講じて実施しますが、感染状況等により開催を見送る場合があります。